

# J Aマイカーローン（協同住宅ローン保証型）

平成29年4月3日現在

お使いみち	<p>◎ご本人又は同居のご家族が必要とされる次の資金が対象となります。ただし、営業用自動車は除きます。</p> <p>①自動車、バイク、カー用品の購入資金                  ②自動車等の点検、修理、車検、免許取得費用                  ③他金融機関のマイカーローンの借換資金                  ④車庫建設資金（100万円以内）</p>								
ご利用いただける方	<p>◎個人のJ A組合員の方。                  （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等はJ A融資窓口までご相談ください。）</p> <p>◎借入時の満年齢が18歳以上66歳未満の方で、最終返済時の満年齢が71歳未満の方。                  ※20歳未満の方については、給与所得者のみの取扱いとなります。</p> <p>◎前年度税込年収が、150万円以上ある方。                  ◎借換資金の場合は、最低過去3ヵ月延滞のない方。                  ◎保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証が得られる方。                  ◎その他J Aが定める条件を満たしている方。</p>								
ご融資金額	◎10万円以上500万円以内（1万円単位）								
ご融資期間	<p>◎6ヵ月以上7年以内（1ヵ月単位）</p> <p>※借換資金の場合は、現在お借入中のローンの残存期間内とします。</p>								
ご返済方法	<p>◎元利均等毎月返済、又はボーナス併用毎月返済、または年2回返済のいずれかをお選びください。                  ※元利均等返済は、毎月の返済額（元金+利息）が一定となる返済方法です。                  ※ボーナス併用毎月返済は、毎月返済に加え6ヵ月毎の特定月に増額して返済する方式です。                  ※年2回返済は、専業農業者のみの取扱いとなります。</p> <p>◎ボーナス併用による増額返済分は、ご融資金額の50%までご利用いただけます。</p>								
ご融資利率	<p>◎J Aのマイカーローン利率</p> <p>※固定金利型、変動金利型からお選びください。                  ※利率は店頭に掲示しています。詳細はJ A融資窓口までお問合せください。</p>								
担保	◎不要です。								
保証	◎協同住宅ローン株式会社の保証をご利用いただきますので、原則、保証人は必要ありません。								
保証料	<p>◎前取一括方式または後取分割方式のどちらかをお選びください。（保証料率：1.00%）</p> <p>※前取一括方式は、ご融資時に一括して保証機関へお支払いいただきます。                  ※後取分割方式は、保証料相当分を金利に含め毎月の返済日にお支払いいただきます。</p> <p>&lt;ご融資金額100万円、前取一括方式の場合&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ご融資期間</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料</td> <td>14,220</td> <td>22,901</td> <td>31,202</td> </tr> </tbody> </table> <p>※お申込み内容により保証料率は異なることがありますので、お申し出いただければ試算いたします。                  ※上記保証料はあくまでも概算の金額であり金額を約束するものではありません。</p>	ご融資期間	3年	5年	7年	保証料	14,220	22,901	31,202
ご融資期間	3年	5年	7年						
保証料	14,220	22,901	31,202						
手数料	◎融資事務手数料、繰上返済手数料については、J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。								
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。出資金額は、J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A支店（所）またはJ A本店（所）に設置のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。  <b>各組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口は<a href="#">こちらをクリック</a>ください。</b></p> <p>また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県J Aバンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。                  J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口または和歌山県J Aバンク相談所にお申し出ください。</p>								
その他	<p>◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</p> <p>◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A融資窓口までお問合せください。</p>								